国 有 財 産 売 払 公 示 書

下記国有財産を一般競争入札（期間入札）により売払いします。

記

１．売払物件
入札物件一覧表のとおり

２．競争参加者に必要な資格
次のいずれにも該当しない者であること
⑴ 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者
⑵ 国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 16 条の規定に該当する者
⑶ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

３．入札要領及び契約条項を示す場所
札幌市北区北8条西2丁目　札幌第1合同庁舎　10階　北海道財務局掲示板

４．入札期間及び開札の日時、場所
郵送又は持参により入札を受け付けます。
⑴ 入札受付期間
令和8年11月30日(月曜日)　9時から
令和8年12月11日(金曜日) 17時まで(必着)
⑵ 開札日時及び場所
日　時　令和9年1月7日(木曜日) 9時30分から
場　所　札幌市北区北8条西2丁目　札幌第1合同庁舎　2階　講堂
（入札受付票を持参した入札者等入札関係者の入場は自由であり、入札者に対しては文書をもって開札結果を通知する。）

５．入札書等用紙の交付
入札書等用紙は、公告の日から令和8年12月11日(金曜日)までの間、北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官及び各財務事務所・出張所の管財課において交付する。

６．入札方法等
⑴ 入札保証金の納付等
① 入札保証金は、各自入札金額の 100 分の 5 以上(円未満切上)に相当する金額とし、北海道財務局から交付を受けた『振込依頼書』を用いて、金融機関（ゆうちょ銀行（郵便局）、インターネットバンキング、ATMを除く）から北海道財務局の指定する口座に振り込むものとする。
② 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により還付する。
なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。
ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。
③ 入札保証金には利息を付さない。

(2) 入札方法

入札は、上記第５項の規定により交付を受けた入札書等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に入札金額を記載した入札書のみを入れて封をし、その封筒と入札保証金提出書(２枚複写の２枚目の入札保証金振込証明書用紙に、金融機関から受け取った保管金受入手続添付書を貼付したもの)を郵送用封筒に入れて、北海道財務局　管財部　第２統括国有財産管理官あて、簡易書留郵便で郵送して申し込むものとする。

また、上記第４項(1)の期間であれば、土・日曜日及び祝日を除き、９時から１２時、１３時から１７時までの間、北海道財務局　管財部　第２統括国有財産管理官へ持参することもできる。

なお、入札書の提出後は、入札を取り消すことや入札書の記載の変更はできない。

７．　入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

８．　契約不履行

落札者が令和９年２月８日（月曜日）までに契約を結ばない場合には、上記第６項(1)に規定する入札保証金は国庫に帰属する。

９．　契約書作成の要否及び代金の支払方法

契約書の作成を要し、代金は即納とする。

10. 契約内容等の公表

(1) 入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに北海道財務局のホームページにおいて公表することになります。

所在地、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類。以下同じ。）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積。以下同じ。）、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

(2) 契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を北海道財務局のホームページにおいて公表することとなります。

所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 80 条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

(3) 上記(1)及び(2)に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となります。

11. その他

入札者は、本公示書のほか、北海道財務局で交付する入札要領及び国有財産売買契約書(案)を十分理解の上、入札するものとする。

以上公示する。

令和8年10月23日

財務省　北海道財務局

(連絡先)　〒060-8579　札幌市北区北８条西２丁目　札幌第１合同庁舎　10 階
北海道財務局　管財部　第2統括国有財産管理官
電話　011-709-3106（直通）

令和8年度 第1回期間入札物件一覧表

物件番号	所在地（住居表示）	登記地目及び種類	土地面積（平方メートル） 建物面積（平方メートル）	構造	用途地域	建蔽率/容積率（パーセント）	最低売却価格（円）
1	札幌市豊平区水車町1丁目88番3 (1街区)	宅地	1,805.62	—	二種住居	60/200	294,000,000
2	札幌市豊平区月寒東2条17丁目41番156 (2街区)	宅地	15,190.47	—	一種住居	60/200	544,000,000
3	室蘭市西小路町100番5、同番6 (8街区)	宅地	124.70	—	一種住居	60/200	380,000
4	岩見沢市美園2条6丁目16番1 (1街区)	宅地	207.08	—	一種低層	40/60	2,090,000
5	岩見沢市美園2条6丁目17番1、同番2 (2街区)	宅地	452.89	—	一種低層	40/60	4,800,000
6	岩見沢市美園2条7丁目33番2 (1街区)	宅地	300.25	—	一種低層	40/60	3,570,000
7	岩見沢市緑が丘6丁目295番8、同番9、 302番29、同番30 (—)	雑種地	701.31	—	二種中高	60/200	3,720,000
8	滝川市新町1丁目43番9、同番17 (8街区)	宅地	365.89	—	一種住居	60/200	1,040,000
9	滝川市東滝川町1丁目459番86 (3街区)	宅地	344.75	—	二種低層	50/100	931,000
10	深川市2条34番1 (1街区)	宅地	1,424.58	—	一種住居	60/200	6,600,000
11	深川市2条34番23 (1街区)	宅地	512.70	—	一種住居	60/200	1,880,000
12	深川市あけぼの町2095番51 (22街区)	宅地	378.40	—	一種低層	40/60	209,000
13	深川市あけぼの町2122番169 (3街区)	宅地	1,684.70	—	一種低層	40/60	756,000
14	伊達市館山下町2番99 (—)	原野	298.89	—	一種中高	60/200	1,850,000
15	雨竜郡秩父別町字秩父別1527番32 (—)	宅地	343.82	—	指定なし	指定なし	568,000
16	白老郡白老町日の出町3丁目47番35 (4街区)	宅地	1,379.71	—	一種住居	60/200	2,530,000
17	白老郡白老町日の出町3丁目47番36 (6街区)	宅地	2,642.06	—	二種中高	60/200	2,490,000
18	白老郡白老町緑丘1丁目2番17 (2街区)	原野	255.22	—	一種低層	40/60	905,000
19	白老郡白老町緑丘1丁目2番18 (2街区)	原野	250.21	—	一種低層	40/60	886,000
20	白老郡白老町緑丘1丁目2番19 (2街区)	原野	365.23	—	一種低層	40/60	1,250,000
21	新冠郡新冠町字泉335番23、同番24 (—)	宅地	595.32	—	指定なし	指定なし	107,000

※26番、33番、36番、52番物件の最低売却価格は、消費税及び地方消費税相当額込みの金額です。

令和8年度 第1回期間入札物件一覧表

物件番号	所在地（住居表示）	登記地目及び種類	土地面積（平方メートル） 建物面積（平方メートル）	構造	用途地域	建蔽率/容積率（パーセント）	最低売却価格（円）
22	函館市榎本町75番15 (14街区)	宅地	321.71	—	一種住居	60/200	8,290,000
23	函館市大森町18番25 (13街区)	宅地 住宅建	47.21 建 36.36 延 36.36	木造 平屋建	二種住居	60/200	430,000
24	函館市桔梗4丁目332番26 (10街区)	原野	835.72	—	一種低層	50/100	9,860,000
25	函館市桔梗4丁目365番12、同番335 (33街区)	山林	897.39	—	一種低層	50/100	10,600,000
26	函館市栄町6番4、同番5 (11街区)	宅地 住宅建	724.82 建 147.69 延 437.31	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建	近隣商業	80/300	24,644,627
27	函館市高松町65番4 (—)	雑種地	9,571.27	—	調整区域	50/100	20,200,000
28	函館市高松町105番220 (—)	雑種地	1,989.95	—	調整区域	50/100	6,020,000
29	函館市高松町246番1 (—)	雑種地	749.32	—	調整区域	50/100	857,000
30	函館市宮前町8番11 (14街区)	宅地	173.17	—	準工業	60/200	5,030,000
31	檜山郡江差町字本町237番2 (—)	宅地	280.12	—	二種住居	60/200	2,580,000
32	旭川市永山北3条7丁目3番2 (—)	雑種地	12,870.53	—	工業専用	60/200	56,000,000
33	旭川市緑が丘2条4丁目4番2 (—)	宅地 住宅建ほか	3,104.97 建 719.80 延 3,351.80	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 5階建 ほか	一種中高	60/200	37,546,300
34	旭川市緑が丘2条4丁目4番3 (—)	宅地	1,228.40	—	一種中高	60/200	22,100,000
35	留萌市大町2丁目9番44 (—)	宅地	746.41	—	一種住居	60/200	970,000
36	留萌市沖見町3丁目63番 (—)	宅地 住宅建	697.50 建 147.69 延 437.31	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建	準住居	60/200	15,137,000
37	留萌市寿町3丁目9番2 (—)	宅地	890.05	—	二種中高	60/200	5,950,000
38	稚内市朝日1丁目1671番9 (5街区)	原野	662.46	—	準工業	60/200	4,700,000
39	上川郡和寒町字東町91番1 (—)	宅地	343.39	—	指定なし	指定なし	490,000
40	増毛郡増毛町永寿町5丁目68番 (—)	宅地	396.68	—	一種住居	60/200	1,910,000
41	天塩郡天塩町字川口1466番112 (—)	宅地	1,643.23	—	指定なし	指定なし	9,840,000
42	釧路市大楽毛南4丁目5番3、同番4 (5街区)	宅地	17,002.43	—	二種中高	60/200	21,200,000

※26番、33番、36番、52番物件の最低売却価格は、消費税及び地方消費税相当額込みの金額です。

令和8年度 第1回期間入札物件一覧表

物件番号	所在地（住居表示）	登記地目及び種類	土地面積（平方メートル） 建物面積（平方メートル）	構造	用途地域	建蔽率/容積率（パーセント）	最低売却価格（円）
43	釧路市知人町167番4、191番 (2街区)	雑種地・宅地	10,139.02	―	工業専用	60/200	27,900,000
44	欠　番						
45	根室市花咲港485番、518番 (―)	雑種地・宅地	525.88	―	商業	80/400	999,000
46	厚岸郡浜中町浜中桜東7番1 (―)	宅地	2,380.08	―	指定なし	指定なし	2,900,000
47	標津郡標津町字川北二条通14番1 (―)	宅地	803.86	―	指定なし	指定なし	1,540,000
48	中川郡本別町緑町100番1 (―)	宅地	1,295.07	―	二種中高	60/200	4,310,000
49	小樽市赤岩1丁目139番13、同番18、 151番1 (24街区)	宅地	793.55	―	一種低層	60/100	2,630,000
50	小樽市入船5丁目10番13 (11街区)	宅地	258.61	―	一種住居	60/200	1,200,000
51	小樽市桜2丁目385番1、同番2 (13街区)	宅地	617.75	―	一種中高	60/200	1,280,000
52	小樽市長橋4丁目25番6、同番42 (8街区)	宅地 住宅建	2,083.47 建　454.74 延　1,171.82	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 4階建	一種住居	60/200	10,323,831
53	小樽市若竹町323番1、同番4、同番5、 同番6、同番7 (7街区)	宅地	309.10	―	近隣商業 一種住居	80/200 60/200	191,000
54	虻田郡倶知安町北5条西3丁目4番1 (―)	雑種地	266.09	―	一種住居	60/200	11,000,000
55	北見市相内町134番10 (―)	宅地	328.04	―	近隣商業	80/300	2,730,000
56	北見市朝日町48番16、同番186、同番571、 同番572、同番585、68番15、同番16、 同番17 (―)	宅地	6,785.89	―	一種住居	60/200	47,500,000
57	北見市大町158番2 (―)	宅地	170.32	―	二種中高	60/200	1,030,000
58	北見市東相内町1078番、1079番 (―)	宅地	737.18	―	一種住居	60/200	3,020,000
59	網走市桂町2丁目60番6、同番14、同番21、 同番22 (7街区)	宅地	1,456.86	―	二種中高	60/200	2,930,000
60	網走郡美幌町字東2条北2丁目11番、12番 (―)	宅地	436.69	―	商業	80/400	4,590,000
61	紋別郡湧別町開盛308番 (―)	宅地	877.80	―	指定なし	指定なし	1,060,000
62	紋別郡雄武町字雄武1400番7 (―)	宅地	248.14	―	一種住居	60/200	697,000

※26番、33番、36番、52番物件の最低売却価格は、消費税及び地方消費税相当額込みの金額です。